

配管用フレキ管講習 (定員24人×2回)

- 1、対象：液化石油ガス設備士免状所有者で、配管用フレキ管による施工を行いたい方。
 ＊平成9年4月1日以降に液化石油ガス設備士免状の交付を受けた方は、下記の日程のうち「座学」及び「筆記試験」が免除されます。

2、日程・内容等

- ・日程 受付は9時00分より（※実習のみの方は1日目は12:45より受付）
 〈1日目〉9:30～12:30 座学、13:00～17:00 実習
 〈2日目〉9:30～12:30 実習、13:00～13:30 筆記試験（補講付き）
- ・内容 座学：関係法令及び配管用フレキ管の工法、材料、工具等
 実習：基礎実習および応用実習（新設住宅配管、既設住宅配管）

	講習・試験日	会 場	申込期間
第1回	30年8月21日(火) 8月22日(水)	岐阜県LPG会館 岐阜市藪田南5-11-11 TEL.058-274-7131	6月20日(水) ～8月10日(金) ※第1回が定員(24人)になり次 第、第2回の受付となります。
第2回	30年8月23日(木) 8月24日(金)		

※定員に達すると申込期間内でも締め切りさせていただきます。

3、受講料
(課税)

座学と実習	実習のみ
30,900 円	26,800 円

- 4、テキスト 「液化石油ガス配管用フレキ管施工マニュアル」(2次)： 1,650 円
(税込み)

- 5、必要工具 1)受講者は別途案内書(受付後送付)の工具をご持参下さい。
 ＊特殊工具準備のため、7月中旬までに申込まれることをおすすめします。
 2)資材(フレキ管・モール等)は当教育事務所で準備します。

- 6、備考 ＊受講日は**設備士免状**をご持参下さい。＊講習終了後に「配管用フレキ管講習修了印」を証印します。
 ＊申込書に**設備士免状の写しを貼付**の上、申請して下さい。

■講習にあたっての注意事項

- ＊講習日の遅刻は天災による公共交通機関の影響による場合を除き認めません。
 注1) 上記による遅刻にあっては、当該機関発行の証明書の提示が必要です。
 注2) 自家用車等に於ける事故や渋滞、また病気等を含む個人的な理由による遅刻は認めません。
- ＊上記「注2」による遅刻や、講義中の途中退席は欠席扱いになります。この場合に於いて受講料の返金は致しません。

申 込 方 法

1 申込書(受講票)をコピーし、必要事項を記載して下さい。

2 申請手続きは、次の何れかの方法により行って下さい。

※講習当日の申込は出来ません。必ず定められた期間内に申請を行って下さい。

◇振込により受講料を納付する。

①受講料(必要に応じテキスト代も含む)を振込下さい。

※振込先は「講習申込振込明細」に記載してあります。

②振込完了後、講習申込振込明細に必要事項を記入の上、申込書(受講票)と併せてお送り下さい。

◇受講料と共に申込書(受講票)を直接協会窓口へ届け出る。

◇現金書留にて受講料を納付する。

①受講料と申込書(受講票)を併せてお送り下さい。

②事前にテキストを購入される方は、メモ書きにテキストの名称と金額を記載の上代金と併せてお送り下さい。

※振込又は現金書留にてテキストをご注文頂いた場合、これらの送料は着払いになります。(※講習日までのお預かりは出来ません。)

※テキストは講習当日も受付にて販売致します。

〈申込先〉

高圧ガス保安協会 岐阜県液化石油ガス教育事務所

〒500-8384 岐阜市藪田南5-11-11 (一社)岐阜県LPガス協会内

3 申込みをされた方には受講票と領収証(※振込をされた方は除く)をお渡し致します。

※振込(又は現金書留)にてお申込み頂いた方の受講票は、受付完了後1週間以内に発送します。

※受講票は講習当日受付に提示して下さい。

4 受講料について、受付期間経過後は原則返還致しません。

■個人情報の取扱いについて

「高圧ガス保安協会(KHK)」及び「岐阜県液化石油ガス教育事務所」(以下KHK等とする)は、申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

◇KHK等は、申込みの際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は当日の受付及び採点のために使用する他、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。

◇KHK等は、上記の活動を行うため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHK又は岐阜県液化石油ガス教育事務所の適正な監督の下に委託業務を実施します。

◇KHK等は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。但し、法令により開示しなければならない場合を除きます。

◇KHK等は、個人情報に関する適正な維持・管理に努めます。